

## 公募型樹木等採取説明資料

高崎河川国道事務所は、河川敷に繁茂する樹木の伐採（採取）をする方を公募します。  
応募する場合は、下記事項の内容を確認し了承した上で応募して下さい。

### 1. 公募日 令和5年11月16日（木）

### 2. 概要

(1) 名称 公募型樹木等採取に伴う公募

(2) 目的

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には水の流れを障害し、更に、洪水により流出した樹木が下流の堤防や橋梁等の施設に悪影響を及ぼす恐れがあり、また、河川の状況を把握するための巡視（パトロール）やカメラによる監視等の支障となることから、高崎河川国道事務所では計画的に伐採を行っています。

この度、経費の縮減と木材の有効活用を図るため、樹木の伐採をする者（以下「採取者」という。）を公募します。

(3) 伐採箇所 埼玉県児玉郡上里町勅使河原地先（神流川左岸 1.6k 付近）  
（資料－1 位置図参照）

(4) 採取期間 令和6年1月29日から令和6年5月31日まで

(5) 試行の取り組み

今回公募する河川内の樹木の伐採は、河川法25条において「河川内の産出物の採取」として許可が必要と規定されており、実施する方には河川法第25条の許可申請をしていただきます。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、公募の対象としている樹木が河川管理上の支障となる一方で、地域にとって燃料等への有用な材となることから有効活用の促進のため、従来、河川管理者が実施してきた工程の一部を、許可を受けた者（以下「選定者」という）が実施するという取り組みを試行で行うものであり、樹木等の採取者を公募するものです。

(6) 根拠法令

①河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という）第25条

【概要】河川区域内の土地において土石その他の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

②河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項

【概要】法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

### 3. 公募への参加資格

(1) 個人による応募

①直近1年間の税を滞納している者ではないこと。

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の暴力団員ではないこと。

(2) 団体（企業）による応募

①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

②公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

③直近1年間の税を滞納している者ではないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交

通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

#### 4. 応募方法

公募型樹木等採取申込書の提出

- ① 提出する物：「応募様式」に必要事項を記載の上、提出して下さい。
- ② 提出方法：郵送、持参、電子メールとします。（電子メールの場合は着信確認をお願いします。）
- ③ 提出先：関東地方整備局 高崎河川国道事務所 河川管理課  
〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-41  
電話 027-345-6041  
電子メール送付先：[ktr-ks-taka-kakan@ki.mlit.go.jp](mailto:ktr-ks-taka-kakan@ki.mlit.go.jp)

受付期間：令和5年11月16日（木）から令和5年12月21日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

郵送及び持参の場合は令和5年12月21日（木）17時00分必着。

#### 5. 選定の方法

応募書類をもとに、採取に関する計画、採取を実施する工程及び採取の面積などから総合的に評価し、選定します。

選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがあります。

選定結果の通知は令和6年1月上旬に通知させていただきます。

なお、失格又は選定されなかった場合の異議申し立てについては、通知受領後より7日（土日・祝日を含まない）以内に書面（持参又は郵送）若しくは電子メールにより担当部局へ提出してください。5日以内に書面により回答致します。

#### 6. 採取区域とそこに生育する樹種等の情報

- (1) 採取区域は資料-2、資料-3のとおり。
- (2) 主体となる樹木 シンジュ、ニセアカシアを主体とした雑木林

#### 7. 説明会

選定後、作業上の注意事項及び伐採範囲（区画割り）の確認及び確定等のため、現地説明会を実施します。なお、開催日時等（1月中旬）は選定者の通知（1月上旬）に併せてお知らせします。

※なお、応募状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご承知おきください。

#### 8. 採取の条件、木の枝等の持ち帰り等について

- (1) 説明会にて確定した伐採区画内の樹木については、基本的に全て伐採するものとし、伐採した木について、すべて持ち帰るものとし、なお、細断された枝（直径2cm程度）については、仮置場へ運搬してください。
- (2) 説明会にて確定した伐採区画内及び作業箇所について、日々の作業終了後には常に整理整頓に心掛けて下さい。
- (3) 伐採するにあたり疑義が生じた場合は、ご相談ください。

#### 9. 採取を実施する工程

作業内容のパターンごとの作業手順の区分については、資料-4を参照ください。

## 10. 作業環境

作業に伴う進入路は、資料-2のとおりです。

- (1) 進入路の幅員 約3m (途中 グラウンド駐車場・排水路点検通路・車両止めを通過します。上空等に障害物はありません)
- (2) 出入り口 リバーサイド公園出入り口坂路
- (3) 仮置場 仮置場を設けます。

※伐採範囲周囲の進入路と仮置場整備及び伐採に伴い発生した下草の処理については、河川管理者にて行います。

## 11. 採取に当たっての注意事項及び、実施すべき安全対策等について

作業にあたり下記について、注意して実施して下さい。

河川利用者や採取者の事故を未然に防止する観点から、河川管理者（高崎河川国道事務所）が、河川巡視等により採取の実施状況の把握を行い、作業の方法等について指示又は指導を行う場合があります。

- (1) 作業においては、関係法令等を遵守して下さい。
- (2) 指定された区間以外の樹木は伐採しないで下さい。
- (3) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。
- (4) 採取者が樹木等の伐採及び樹木の搬出するにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。  
なお、現地周辺で野生動物（イノシシ等）の出現情報がありますので御注意下さい。
- (5) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、採取者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、採取者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。
- (6) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求められます。
- (7) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、採取者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応して下さい。  
リバーサイド公園内は通過のみとし、作業は樹木採取範囲内でおこなって下さい。  
また、以下に示す時期は他のイベントにより通過困難が想定されますため、出入りはできるだけ控えて下さい。  
・令和6年4月6～7日      ・令和6年5月初旬（決定次第お知らせします。）

- (8) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。  
なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、採取者の負担となります。
- (9) 指示又は指導を行っても改善されない場合は、書面による是正の指導を行い、それでも改善されない場合は、許可を取り消す場合があります。  
その場合、採取のためにそれまでに生じた費用は、採取者の負担となります。  
また、以降の「公募型樹木等伐採」において、申請者の選定から除外する場合があります。
- (10) 木がうまく切れなかった場合や安全に作業が難しい場合は出張所に連絡してください。

## 12. 河川法の手続き

選定後、選定者は法第25条の申請を行って頂きます。

なお、申請の様式等は別途指示します。

また、正当な理由なく申請を辞退した者については、次回以降の選定において、採取不履行と同等の扱いにすることとして記録します。

### 13. 採取料徴収

今回は河川法に基づく採取料の徴収は行わないものとします。（営利目的を除く。）

### 14. 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこととします。

### 15. 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、選定者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

### 16. 申込書及び説明資料に対する質問方法

#### (1) 申込書及び説明資料に対する質問の提出

提出方法：質問する場合は、書面（郵送、持参、電子メール）により提出して下さい。

質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号を記載して下さい。

なお、企業の場合は担当部署等の記載もお願いします。

#### ④ 提出先： 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 河川管理課

〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-41

電話 027-345-6041

電子メール送付先：[ktr-ks-taka-kakan@ki.mlit.go.jp](mailto:ktr-ks-taka-kakan@ki.mlit.go.jp)

受付期間：令和5年11月16日（木）から令和5年12月13日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

#### (2) 質問に対する回答

回答方法：質問者の方へ郵送、メールによる回答を行います。

回答日：回答をとりまとめのうえ、令和5年12月19日（火）までに行います。

### 17. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者を決定者としていた場合には決定を取り消します。